

令和2年4月1日施行

株式会社 晃正



催事・キャンセル・中止・延期等にかかる規定

総則

この規程はキャンセル・中止・延期等（以下キャンセルと言う）に伴う設営撤去作業、レンタル、購入品、製作物、消耗品、手配（人・物・車）等のキャンセル基準の料金を示すものである。弊社業務は人的労務が主業務で、原則キャンセルに対しては下記基準に準じるものとする。キャンセルに至る過程、状況を正確且つ的確に判断し、悪意あるものを除いては、誠意をもって対応することとする。

1 催事キャンセルの形態・適用

- ① 天候（台風、雷・大雨・雪・強風、その他）によるキャンセル。
- ② 社会情勢（ストライキ、人災、準備不足、感染症、国葬）によるキャンセル。
- ③ 地震、火災・もしくは予定地の崩壊など突発的に起こった災害等、物理的に開催を断念せざるおえない状況に至ったキャンセル。
- ④ 国・府県・行政による要請、政策による自粛に伴うキャンセル。
- ⑤ ①・②・③・④に当てはまらない特別な事情によるキャンセル。

2 キャンセル適用期日並びにキャンセル代料率

※いずれの場合も基準日は実行日（積込・設営・納品・貸付・発送）の2日前とする。

※元となる金額は最終見積り額もしくは請求予定額とする。

- ◆ 実行日より21日以前の場合 0%
- ◆ 実行日より20日前から11日前迄の場合 50%
- ◆ 実行日より10日前から3日前迄の場合 70%
- ◆ 実行日より2日前から～当日の場合 100%
- ◆ 但し①・③に於いては物理的に不可能な場合がある事を考慮し、両者間の協議の上、適用料率（但し30%以上）を決定しても良い。

例えば 5月20日が実行日の場合

4月27日以前のキャンセルの場合	0%
4月28日～5月7日以内にキャンセルの場合	50%
5月8日～5月17日以内にキャンセルの場合	70%
5月18日～5月20日以内にキャンセルの場合	100%

という事になります。

3 購入・仕入れ、製作過程にあるもの

（購入・仕入れ時期、製作期間は必要状況に沿った日とする）

- ◆ 20日前から～当日のキャンセルの場合 100%

※個々製作段階の状況に応じて必要経費を計上する。

※準備段階における日数、車輛、人的作業経費を計上する。

※未購入・未仕入れ、製作未着手の場合は0%とする。

4 弊社から協力会社への依頼・手配に関するキャンセル

各社各様の規定が存在しますので各社規定に準じ請求とする。

5 催事期日延期に伴う事項

- 1 延期先期日が確定もしくは1ヶ月以内に予定されている場合は0%とする。
- 2 延期先期日が予定されない場合は、適用期日によるキャンセル代料率に準ずる。
- 3 延期先期日が再度キャンセルとなる場合は日数に関係なく100%とする。

- 4 催事内容変更に伴い、実質的なキャンセル項目（縮小、レイアウト変更、用品変更、他）が発生した場合は以前の購入・仕入れ、製作過程に有った物は100%とする。
- 5 長期（2ヶ月以上～12ヶ月以内）の延期の場合は50%を前受金とする。終了後の精算金の一部として充当する。

以上



発行者：株式会社 晃正